

令和3年度 瀬田川・野洲川河川愛護モニター募集 要項

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施して参りました。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のように公募することに致しました。

1. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とします。定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（毎月1回の定期と随時）することが主です。

- ①近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望と認めた事項
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象
- ③特に河川管理者に連絡することが必要と認められる事項

また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただくとともに（余暇時間等で対応できるような範囲です。）、瀬田川、野洲川の利用や管理方法を検討するため、琵琶湖河川レンジャーの活動にできる範囲でご協力いただきます。

2. 活動範囲

- ① 瀬田川（左岸） 大津市玉野浦地先 ～大津市関津二丁目地先
- ② 瀬田川（右岸） 大津市晴嵐一丁目地先～大津市石山南郷町地先
- ③ 野洲川（下流） 守山市幸津川町（中洲大橋）～野洲市野洲（野洲川橋）
- ④ 野洲川（上流） 野洲市野洲（野洲川橋）～湖南市石部（石部頭首工）

※①～④のいずれかになります。

3. 応募資格

瀬田川又は野洲川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1. の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、各河川の活動範囲の近隣に居住する方（『2. 活動範囲』よりおおむね2km以内）

4. 委嘱方法と任期

河川愛護モニターは近畿地方整備局長より委嘱させていただきます。

任期は次のとおりです。

- ① 瀬田川（左岸） 令和3年7月1日より令和4年6月30日まで
- ② 瀬田川（右岸） 令和3年7月1日より令和4年6月30日まで
- ③ 野洲川（下流） 令和3年7月1日より令和4年6月30日まで
- ④ 野洲川（上流） 令和3年7月1日より令和4年6月30日まで

5. 募集人員

若干名

6. 手当

月額 4,000円程度

7. 選考方法

- ①所要の人数以上に資格者の応募があった場合には、より幅広く経験していただくため、河川愛護モニターの未経験者を優先し、年齢・地域構成や自治会等の地域に密着した活動の有無等を総合的に勘案して選考させていただきます。
- ②所要の人数の応募がない場合には、近畿地方整備局長が選任します。
- ③選考結果は琵琶湖河川事務所ホームページにて発表致します。
- ④河川愛護モニターに委嘱された方は、源泉徴収票等作成事務、支払調書等作成事務のため、個人番号（マイナンバー）を取得する必要がありますので、個人番号（マイナンバー）が確認できる「個人番号カード」、「通知カード」の写しの提出が必要となります。

8. 応募方法

はがき、FAX又は電子メールにて、下記事項を記入の上、令和3年6月4日（金）必着で応募先に送付下さい。

（記入事項）

- ①氏名（ふりがなも記入願います） ②年齢（生年月日も記入願います）
- ③性別 ④住所 ⑤電話番号
- ⑥職業
（農業、漁業、林業、自営業、会社員、公務員、学生、その他（ ））
- ⑦所属する団体等があればその組織名と役職
（〇〇町内会役員、市民グループ「〇〇川をきれいにする会」幹事 等）
- ⑧これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験
- ⑨活動範囲の希望（①～④）
- ⑩応募理由 瀬田川または野洲川の感想、要望など
- ⑪過去の河川愛護モニターの経験

※記入頂いた個人情報の目的外使用は致しません。

なお、河川愛護モニターに選考された方につきましては氏名、年齢、性別、お住まいの市町村名を選考結果の発表のために琵琶湖河川事務所のホームページ等の広報に掲載させていただきます。（委嘱式での写真も掲載させていただきます。）

9. 応募先、問い合わせ先

国土交通省 琵琶湖河川事務所 管理課 河川愛護モニター担当
〒520-2279 大津市黒津4-5-1
Tel 077(546)0879（管理課直通）
FAX 077(546)6840
メールアドレス kkr-biwakokasen@mlit.go.jp

<参考>琵琶湖河川事務所ホームページ <http://www.kkr.mlit.go.jp/biwako/index.php>